国民健康保険出産育児一時金について

国民健康保険に加入している方が出産した場合、保険者(市町など)から、1児に つき42万円(※1)の出産育児一時金が支給されます。

また、出産育児一時金直接支払制度を利用すれば、病院窓口での出産費用の支払いに多額の現金を用意しなくて済みます(※2)。

- ※1 産科医療補償制度に加入していない医療機関での出産や、妊娠22週未満の死産の場合等には、1児につき40万4千円の支給となることがあります。詳細はお住まいの市町にお問い合わせください。
- ※2 出産費用が出産育児一時金の額を超える場合は、超えた額を病院窓口で支払う ことになります。

◆出産育児一時金直接支払制度とは

出産育児一時金は、国民健康保険の保険者である市町が、被保険者(妊婦さん等)に対して支給するものですが、直接支払制度では、被保険者(妊婦さん等)が病院に支払う出産費用に、出産育児一時金を充当します。直接支払制度を利用すれば、被保険者(妊婦さん等)は、病院の窓口で多額の現金を用意しなくて済みます。

<出産育児一時金直接支払制度のフロー>

(産科医療補償制度に加入している医療機関の場合)

